

第6章 景観まちづくりの展開にあたって

1 景観まちづくりの推進

良好な景観形成を進めるため、市民、事業者、行政が、それぞれの責務と役割を理解し、これまで以上に協働して景観まちづくりを進めます。

また、本計画の適切かつ継続的な運用により、景観行政を推進します。

(1) 市民等と行政との協働

本市の良好な景観は、現在及び将来にわたる市民共通の資産であるという認識の下、市民、事業者、行政が、良好な景観形成に向けた目標や方針に沿って取組みを進めることが求められます。

このため、それぞれの立場や役割を認識しながら、協働して景観まちづくりを推進します。

(2) 景観に関する組織

景観を形成する要素は多種多様であることから、良好な景観形成を進めるには、建築の専門家はもちろんのこと、市民をはじめ、商工関係や農林漁業関係など様々な立場の人々とともに協議等を進めることのできる体制が必要です。

このため、景観に関する審議や協議を行う組織づくりを検討します。

(3) 継続的な取組み

良好な景観は、歴史や文化、風土など地域に根ざした固有の要素と人々の営みとがうまく調和して形成されるものであり、一朝一夕にかなうものではなく、長い年月をかけた継続的な取組みが必要です。

このため、本計画の策定を契機に、これまで以上に景観に関する普及・啓発活動を進めるとともに、継続的な取組みを進めます。

(4) 景観計画の見直し

景観に関する市民意識の向上や価値観の多様化、さらには社会経済情勢の変化などに伴う様々な事業活動の展開により、今後、良好な景観を保全、整備、創出するための新たな取組みが求められることも想定されます。

このように、景観行政をさらに推進するために必要がある場合には、本計画の変更を検討します。

2 人づくりや意識の高揚

良好な景観形成を進めるには、市民一人ひとりが身近な景観に目を向け、景観を感じ、そして景観に「気付く」ことが大切です。

このため、様々な取組みを通じ、良好な景観形成に向けた人材育成や市民意識の高揚に努めます。

(1) 身近な取組みの実践

良好な景観形成を進めるには、まずは市民一人ひとりが地域に関心を寄せ、愛着や親しみを高めることが重要です。

このため、身近な道路や河川、海岸等での除草や清掃をはじめとする自主的な環境美化活動などを通じ、身近な景観を考えるきっかけづくりを進めます。

(2) 学習機会等の確保

市民等が良好な景観形成に対する理解や認識を深めるには、景観の概念やとらえ方など基礎的な知識を身につけてもらう必要があります。

このため、景観形成に関する教育や学習などの機会の積極的な提供に努めます。

(3) 市民活動に対する支援

市民等が主体的に行う景観に関する様々な活動や取組みは、良好な景観形成につながるものであり、市民参画による協働のまちづくりだけでなく、人材育成に寄与するものです。

このため、景観まちづくりに資する市民等の自主的な活動や取組みに対し、必要な支援に努めます。

(4) 景観形成に関する情報の発信

良好な景観形成を進めるには、市民等に本計画の目的や必要性などを正しく伝え、受け入れてもらうことが重要です。

このため、市民等が景観に関する様々な情報を容易に入手できるよう、積極的な情報の発信に努めます。

3 制度や体制の充実

景観まちづくりの推進のため、国や県との連携はもとより、法の規定や県の制度などに基づき、各種制度の創設や体制の充実に努めます。また、庁内の連絡体制等の強化に努めます。

(1) 国・県との連携

景観を構成する要素の一つとして、公共空間は大きな役割を果たしています。

このため、道路や河川などの公共施設については、周辺の景観に配慮したものとなるよう、本市はもとより、国や県との連携に努めます。併せて、「景観アドバイザー」など県の制度の活用に努めます。

(2) 提案制度の手続の明確化

景観計画提案制度は、土地所有者やまちづくりの推進を行うNPO法人等が条件を満たした場合、行政に対し、一定の区域における景観計画の策定や変更を提案することができる制度です。

制度の趣旨に沿って、地域住民による主体的なまちづくりの推進や地域の活性化を図るため、この手続を明確にします。

(3) 円滑な運用

良好な景観形成を進めるには、市民や事業者が本計画を理解し、本計画に沿って建築行為等を行う必要があります。

このため、計画の策定を市民等に周知するとともに、新たな「ルール」や手続をわかりやすく解説・例示する「景観形成ガイドライン」の作成を検討します。

(4) 庁内横断的な取組み

景観は、多様な要素が複合的に組み合わせられて構成されており、良好な景観形成には、都市計画や土木建築だけでなく、環境や観光、農林漁業、文化財などの施策との連携をさらに強化する必要があります。

このため、庁内関係部局を交えた総合的な取組みを進めます。